

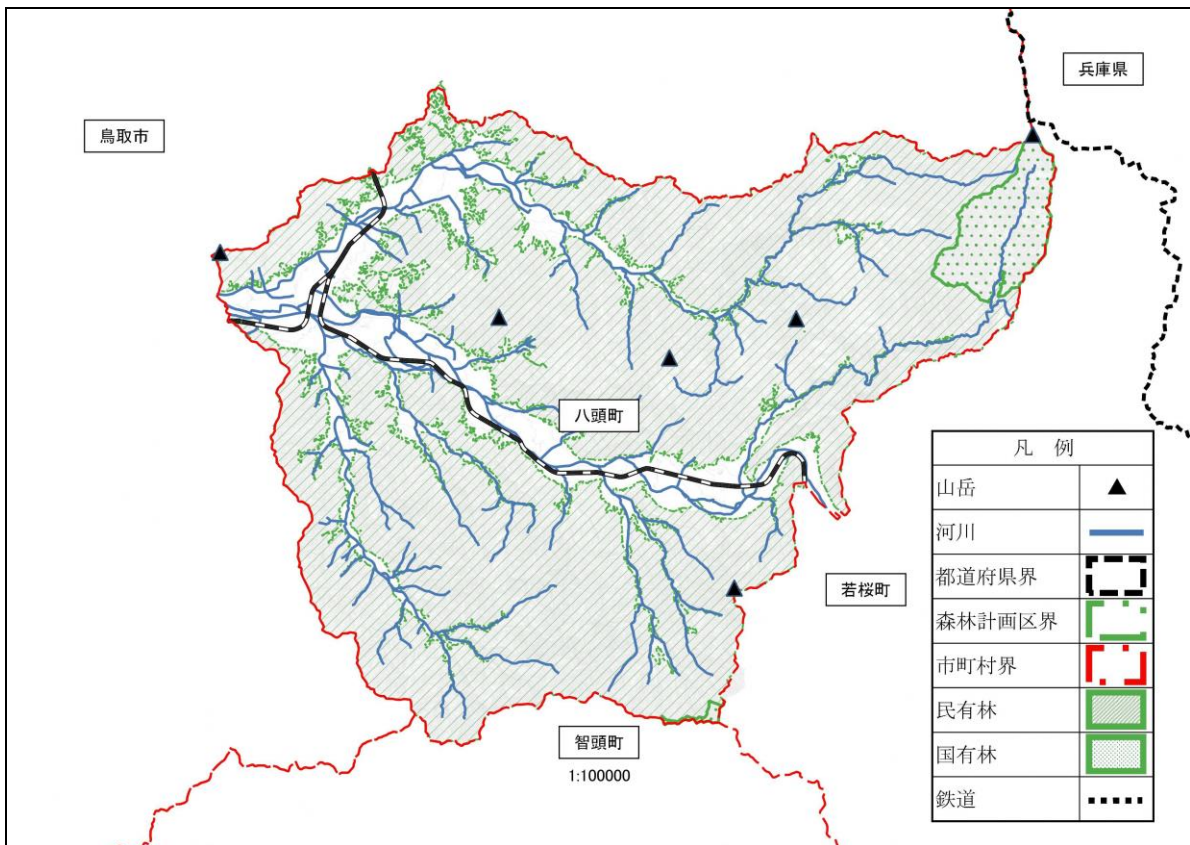
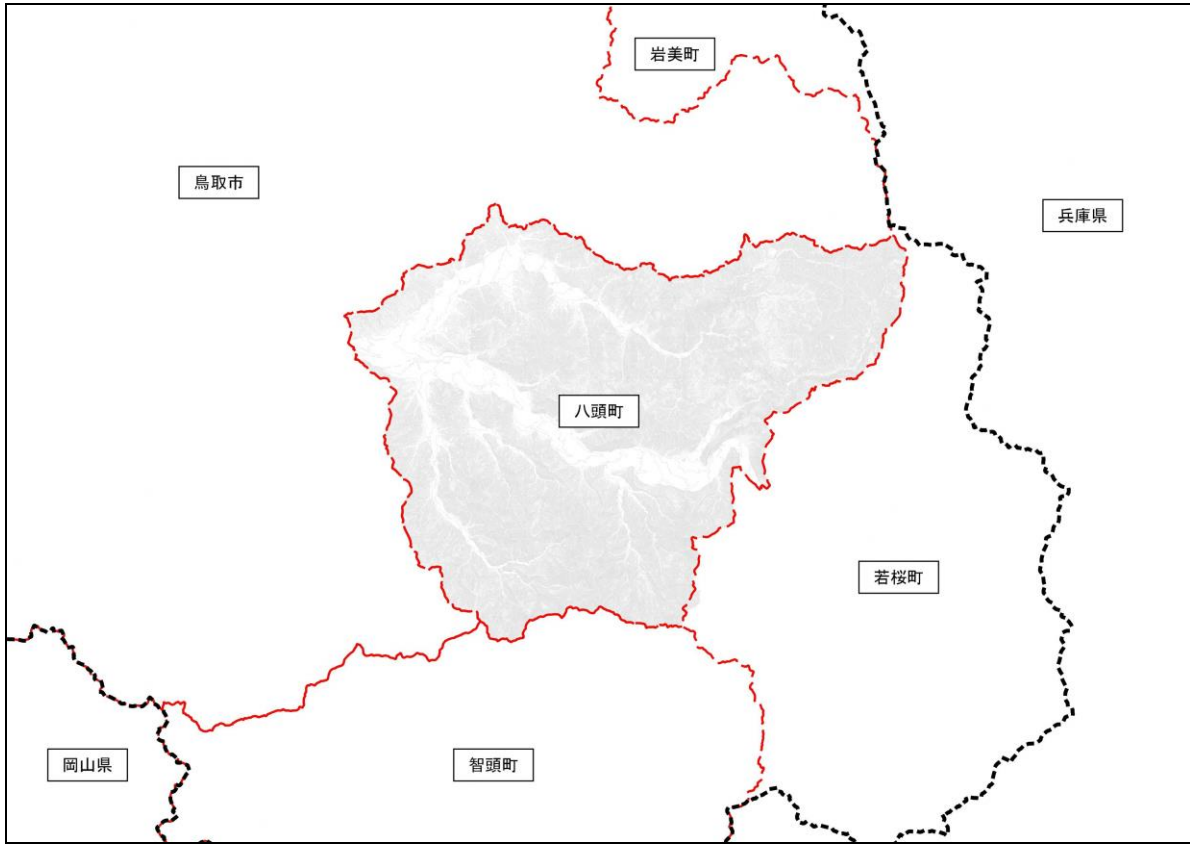
# 八 頭 町 森 林 整 備 計 画

樹立年月日 令和 4年 3月30日  
変更年月日 令和 6年 3月25日

計画期間 自 令和 4年 4月 1日  
至 令和14年 3月31日

鳥 取 県  
八 頭 町

# 森林整備市町村位置図



## 目 次

I	伐採、造林、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」という。）の区域内及び当該区域における施業の方法	15
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	森林の経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	22
第8	その他必要な事項	22
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
Ⅲ	森林の保護に関する事項	24
第1	鳥獣害の防止に関する事項	24
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	24
2	その他必要な事項	25
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	25
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	25
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	26
3	林野火災の予防の方法	26
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	26
5	その他必要な事項	26
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	26
1	保健機能森林の区域	26
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	27
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	27
1	森林経営計画の作成に関する事項	27
2	森林経営管理制度に関する事項	28
3	生活環境の整備に関する事項	29
4	森林整備を通じた地域振興に関する事項	29
5	森林の総合利用の推進に関する事項	29

6 住民参加による森林の整備に関する事項 .....	29
7 その他必要な事項 .....	30
別表1 .....	31
別表2 .....	43

## I 伐採、造林、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

森林面積は 16,557ha で、町面積の 80.1%を占めている。そのうち民有林面積が 15,743ha で、約半数の 8,065ha が人工林である。人工林の内訳は、スギ 5,824ha、ヒノキ 1,642ha、マツ類 553ha であり、スギの植林地が多くなっている。また、人工林の齢級配置は、主な保育対象森林となる 7 齢級以下の森林面積（スギ、ヒノキ）が 1,202ha（人工林の 15%）と少ない一方で、8 齢級以上の森林面積（スギ、ヒノキ）は、6,262ha と人工林の 78%を占めており、戦後に拡大造林された人工林資源が、利用可能な時期を迎えている。加えて、スギ・ヒノキの蓄積量は約 363 万 m<sup>3</sup>となっており十分に利用可能な量が存在している。

このような森林資源の状況から、今後は森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、森林経営管理制度を運用し適切な森林整備を推進するとともに、木材生産を目的とした森林施業を展開し、間伐による中間収入を確保、持続可能な森林資源の循環利用を実現するため、また、花粉発生源対策を加速化することにも留意し、皆伐再造林の取組みを検討することが重要である。

そのため、林業経営に適した人工林は、森林経営計画制度に基づき集積・集約化によるスケールメリットを活かした林業経営を行うこととし、高性能林業機械の導入支援やスマート林業の推進、路網整備を推進する。林業経営に適さない人工林については、森林経営管理制度に基づき環境林として管理し、野生動植物のすみかとなるなど公益的機能の発揮が期待できる森林に誘導する。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域が目指すべき森林の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵(かん)養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

目指すべき森林の姿を実現していくため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源涵（かん）養機能を重視する「水源涵（かん）養機能維持増進森林」、山地災害防止機能を重視する「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」、生活環境保全機能を重視する「快適環境機能維持増進森林」、保健文化機能を重視する「保健機能維持増進森林」木材生産機能を重視する「木材等生産機能維持増進森林」に区

分し、それぞれ次のとおり森林整備の推進を図ることにより、目指すべき森林の姿に誘導するよう努めるものとする。

#### ア 水源涵（かん）養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

#### イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### エ 保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。



#### オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。  
また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生動物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

#### キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。また、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 区	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ コナラ	その他広
町内全域	40年	45年	35年	45年	10年	20年

注)・マツとは、アカマツ及びクロマツをいう。

- ・クヌギ・コナラについては、椎茸原木としての利用を勘案して林齢を定めた。
- ・立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引き」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

##### (1) 皆伐

ア 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確

保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一カ所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね 20ha ごとに保護帯を設けるものとする。

イ 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

エ 皆伐後天然更新を行う場合は、一カ所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため 11 月から 3 月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

地域	樹種	生産目標	期待径級 (cm)
町内全域	スギ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造作材	34
	ヒノキ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造作材	34
	マツ	一般材	18
		梁桁材	28

## (2) 択伐

ア 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

イ 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40%以下）を基準とすること。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、木材生長の長期性に鑑み、環境に適応し、諸害に十分耐えうるもの、すなわち適地適木を原則とし、裸地を最小限に抑えるため、部分的な伐採と植え付け等を繰り返すとともに、いろいろな樹齢、樹種が混じった複層林にしていくため、広葉樹の導入も進める。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めることとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、コナラ、 カラマツ、コウヨウザン等	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員及び産業観光課に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ ヒノキ マツ	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	1,500	
広葉樹	中仕立て	2,000~4,000	

#### イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえ の方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては等高線沿いの筋状地ごしらえを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地ごしらえの場合は正方形植えを原則とし、筋状地ごしらえの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。なお、特定苗木、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。
植栽の時期	3 月～4 月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の生長が鈍化した時期（10 月～11 月）に行うものとする。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までにを目安として、天然力を活用した更新を推進する。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うこととする。

#### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、区域内の自然条件や社会的な要請等を勘案して、

次表の樹種を主体として、的確な更新が図られる樹種を定めるものとする  
こと。

天然更新対象樹種	アカマツ、クロマツ
ぼう芽更新可能樹種	クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種

## (2) 天然更新の標準的な方法

### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

アカマツ、クロマツ、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種	「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)に定める期待成立本数による。
--	---

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	笹の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然幼稚樹の生育が笹の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の生長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植込みを行うものとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2本残すものとし、それ以外を掻き取るものとする。

### ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は市町村による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新を図られるよう努めることとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない場合は、天然更新が期待できない森林として、植栽によりの確な更新を確保することとする。なお、人工林については原則として植栽によるものとする。

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

#### (1) 造林の対象樹種

##### ア 人工造林の場合

人工造林に当たっては、木材生長の長期性に鑑み、環境に適応し、諸害に十分耐えうるもの、すなわち適地適木を原則とし、裸地を最小限に抑えるため、部分的な伐採と植え付け等を繰り返すとともに、いろいろな樹齢、樹種が混じった複層林にしていくため、広葉樹の導入も進める。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めることとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、コナラ等	

##### イ 天然更新の場合

天然更新の対象樹種は、区域内の自然条件や社会的な要請等を勘案して、次表の樹種を主体として、的確な更新が図られる樹種を定めるものとする。

天然更新対象樹種	アカマツ、クロマツ
ぼう芽更新可能樹種	クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種

(2) 生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」(平成 19 年 6 月 18 日付第 20070047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知)で定める期待成立本数とし、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を更新する。

5 その他必要な事項

該当なし

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し(樹冠粗密度が 10 分の 8 以上になること)、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う保育の方法であって、材積にかかる伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠粗密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めること。原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で 10 年、標準伐期林齢以上で 15 年、ヒノキの標準伐期林齢未満で 10 年、標準伐期林齢以上 20 年とする。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意すること。

また、高齢級間伐(7 齢級以上の間伐)について、既往の長伐期施業(大径材)だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入するよう定めること。



樹種	施業体系	間伐時期（年）				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15～20	25～30	35～45	50～60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			
ヒノキ	大径材	15～20	25～30	40～50	60～70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			

注) ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法は、下表に示すとおりとする。

樹種	保育の種類	実施すべき標準的な林齢及び回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30
スギ ヒノキ	下刈り	2	2	1	1	1	←	(1)		→									
	つる切						←	(1)	→		←	(1)	→						
	除伐									←	1	→			←	(1)	→		
	雪起こし	←							(1)							→			
	枝打ち											←		1		→	←	(1)	→

注) 1 ( ) は、必要に応じて実施する。

2 『←』及び『→』は、実施年齢の幅を表す。

(1) 下刈りは、植栽木が下層の被圧から脱するまで実施し、時期は6月から8月頃を目安とする。

(2) つる切りは、下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて実施し、9月頃までを目安とする。

(3) 除伐は、造林木の生長を阻害する侵入木や形成不良木の除を目的として実施し、時期は10月から12月頃を目安とする。

(4) 雪起こしは、樹幹が雪圧の影響を受けずに直立出来るまで実施し、毎年消雪後1ヶ月以内を適期とする。

(5) 枝打ちは、病虫害の発生を予防するとともに、良質材を得るために必要に応じて実施し、時期は立木の成長休止期（晩秋から早春まで）とする。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵（かん）養機能維持増進森林」という。）

#### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進森林の区域を別表1に定めるものとする。

#### イ 森林施業の方法

以下の伐期齢（主伐の時期として、標準伐期齢に10年を加えた林齢）の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

#### 森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ・コナラ	その他広
町内全域	50年	55年	45年	55年	20年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林

#### ア 区域の設定

次の①から④の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1で定める。

- ① 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境機能維持増進森林」という。）

風害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健機能維持増進森林」という。）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし

## イ 森林施業の方法

上記アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢（主伐の時期として、標準伐期齢をおおむね2倍した林齢）の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

### 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ・コナラ	その他広
町内全域	64年	72年	56年	72年	16年	32年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」という。）の区域内及び当該区域における施業の方法

### (1) 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

また、このうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として別表 1 に併せて定めるものとする。

### (2) 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。

## 3 その他必要な事項

### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

### (2) その他

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に不在村

森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

## **2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策**

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

## **3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

## **4 森林の経営管理制度の活用に関する事項**

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

## **5 その他必要な事項**

該当なし

## **第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

### **1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、町、森林組合等の林業事業者が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業者による森林所有者等の合意形成活動と

施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては、森林組合との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。また種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

## 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	全体
緩傾斜地(0° ~15° )	車両系作業システム	35~50	65~200	100~250
中傾斜地(15° ~30° )	車両系作業システム	25~40	50~160	75~200
	架線系作業システム		0~35	25~75
急傾斜地(30° ~35° )	車両系作業システム	15~25	45~125	60~150
	架線系作業システム		0~25	15~50
急峻地(35° ~ )	架線系作業システム	5~15	—	5~15

### 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

##### イ 基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	区分	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	麻生谷	800m 1箇所	119ha		1	森林管理道
開設	自動車道	林道	空山	400m 1箇所	104ha		2	森林管理道
開設	自動車道	林道	伊呂宇山	500m 1箇所	483ha		3	森林管理道
開設	自動車道	林道	園	400m 1箇所	11ha		4	森林管理道
開設	自動車道	林道	茂谷	400m 1箇所	35ha		5	森林管理道
開設	自動車道	林道	下野本谷	500m 1箇所	88ha		6	森林管理道
開設	自動車道	林道	大樹寺谷	400m 1箇所	43ha		7	森林管理道
開設	自動車道	林道	滝谷	500m 1箇所	55ha		8	森林管理道
開設	自動車道	林道	嶽谷	2,400m 1箇所	307ha		9	森林管理道

開設	自動車道	林道	嶽山	1,600m 1箇所	554ha	○	10	森林管理道
開設	自動車道	林道	遠見山	2,100m 1箇所	608ha		11	森林管理道
開設	自動車道	林道	遠見山支	400m 1箇所	147ha		12	森林管理道
開設	自動車道	林道	猫山	6,800m 1箇所	949ha		13	森林管理道
開設	自動車道	林道	橋本大江	500m 1箇所	193ha		14	森林管理道
開設	自動車道	林道	広留野	500m 1箇所	247ha		15	森林管理道
開設	自動車道	林道	別府本谷	400m 1箇所	78ha		16	森林管理道
開設	自動車道	林道	安井志谷	500m 1箇所	283ha		17	森林管理道
開設	自動車道	林道	山ノ神谷	1,200m 1箇所	288ha		18	森林管理道
開設	自動車道	林道	用呂	500m 1箇所	151ha		19	森林管理道
開設	自動車道	林道	喜和井谷	500m 1箇所	71ha		20	森林管理道
拡張	改良		河合谷	900m 1箇所	4,346ha		21	幹線
拡張	改良		河合谷	18m 1箇所	4,346ha	○		幹線
拡張	改良		大滝	1,000m 1箇所	1,403ha		22	幹線
拡張	改良		福地荒舟	900m 1箇所	529ha		23	幹線
拡張	改良		中ノ谷	200m 1箇所	448ha		24	その他
拡張	改良		中ノ谷	15m 1箇所	448ha			その他



拡張	改良		安井	600m 1箇所	141ha		25	その他
拡張	舗装		安井	1,200m 1箇所	141ha			その他
拡張	改良		遠見山	1,500m 1箇所	608ha		26	その他
拡張	舗装		遠見山	4,000m 1箇所	608ha			その他
拡張	改良		奥野	3,200m 1箇所	211ha		27	その他
拡張	改良		倉谷	500m 1箇所	32ha		28	その他
拡張	改良		大余越	500m 1箇所	67ha		29	その他
拡張	舗装		大余越	400m 1箇所	67ha			その他
拡張	改良		栃ノ木谷	400m 1箇所	274ha		30	その他
拡張	改良		日田本谷	600m 1箇所	187ha		31	その他
拡張	改良		稗谷	800m 1箇所	66ha		32	その他
拡張	舗装		稗谷	2,100m 1箇所	66ha			その他
拡張	改良		茂谷	1,400m 1箇所	118ha		33	その他
拡張	改良		野佐見	800m 1箇所	70ha		34	その他
拡張	舗装		野佐見	1,300m 1箇所	70ha			その他
拡張	改良		嶽山	1,500m 1箇所	554ha		35	その他
拡張	舗装		嶽山	3,000m 1箇所	554ha			その他

拡張	舗装		磯尾	700m 1箇所	99ha		36	その他
拡張	舗装		横地越	900m 1箇所	64ha		37	その他
拡張	舗装		野町大平	2,300m 1箇所	186ha		38	その他
拡張	舗装		落岩本谷	900m 1箇所	125ha		39	その他

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

(3) 林産物の搬出方法に関する事項

持続的な林業の確立、山地災害リスクの観点から、立木の伐採・搬出及びそれに伴う集材路・土場の作設の際には、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引き」（令和3年3月16日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、現場条件等を勘案した搬出方法を定める。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業就業者への支援や林業技術者の育成を行いつつ、新規就業者確保の取り組みを支援する。加えて、将来を担う子ども達をはじめ町民の方々に森林の持つ魅力や林業の現状等を伝え、豊かな森林を次世代に引き継ぐ意識を高める。

##### (1) 林業就業者や林業技術者の育成等の推進

林業の現場技術者の育成・支援のみならず、森林施業プランナーやフォレストスター（森林総合監理士）などの森林経営の中核を担う高度な知識や技能を持つ森林技術者の育成等を支援する。

##### (2) 若者や IJU ターン希望者等の林業への就業・定住の支援

就職説明会や林業体験モニターツアー等を実施し、森林や林業の魅力等を発信する。また、林業就業を希望する方を呼び込むと同時に受入体制を整備し、新規就業者の確保を目指す。

##### (3) 森林環境教育の推進と実施団体の育成・支援

小学校（みどりの少年団）や中学校等で森林環境教育を推進し、森林・林業への魅力等を伝える。また、森林環境教育を行う団体の育成や支援を行う。

##### (4) 住民・企業等と連携した森林整備

町民と都会の方々・企業等との地域交流を含めた、協働による森林づくりを実施する。

##### (5) 森林づくりに関する PR 活動の推進

森林散策や森づくり体験教室等のイベントや情報発信により、森林の持つ魅力や役割、林業の必要性についての普及を推進する。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

##### (1) 林業機械化の促進方向

本町の森林は、保育対象森林となる7齢級以下の森林面積（スギ、ヒノキ）が15%と少ない一方で、8齢級以上の森林面積は、78%を占めており、戦後に拡大造林された人工林資源が、利用可能な時期を迎えている。また、加えて、スギ・ヒノキの蓄積量は約363万 $\text{m}^3$ となっており十分に利用可能な量が存在しており、生産性の向上、重労働作業の軽減、労働安全の改善及び省力化を図るため、高性能機械を利用した機械作業システムを運用する。

## (2) 林業機械化の促進方策

八頭中央森林組合における高性能林業機械の更新、また同組合による高性能機械作業システムを運用し、引き続き、生産性の向上と重労働作業の軽減を図る。また、事業量の安定を確保するため、集落座談会等を開催し各林業関係者や森林所有者の連携を図り、施業を共同で行う団地を形成できるよう推進する。

高性能林業機械のオペレーターの養成に必要な技術研修は林業メーカー等の協力を得て実施する。

### 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒 造材 集材	町内一円	チェーンソー、フォワーダ、スイングヤード、タワーヤード、グラップル、ハーベスタ、自走式搬器、	チェーンソー、フォワーダ、スイングヤード、タワーヤード、グラップル、ハーベスタ、自走式搬器
造林 保育等	地拵え、下刈 枝打ち	人力、刈払機 人力、動力枝打機	人力、刈払機 人力、動力枝打機

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

原木生産は森林所有者と素材生産業者、製材業者等の連携をとり伐採の集団化を促進し、八頭中央森林組合等への委託生産を進め、地域材の安定供給を図る。地域材の利用促進により、町内の木材利用の拡大を図ります。加えて、素材としての木材の魅力を発信するなど、地域材の利用を促進し、町内の木材利用の拡大を図る。また、単町では生産された木材の消費が困難なため、各関係団体等と連携を図りながら、地域経済の活性化や山元への利益還元のため流域内サプライチェーンの構築を目指す。

キノコ類を中心とする特用林産物の生産を支援する。

### 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状 (参考)			計画		
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号
製材工場	市場		1			
	坂田		2			
	下野		3			
	小別府		4			
	徳丸		5			

	徳丸南		6 7			
エノキ エリング生産施設	下野	49.8t 395t	8			
なめこ生産施設	船岡殿	80t	9			
しめじ生産施設	船岡	97.4t	10			
しいたけ生産施設	別府	979kg	11			
	見槻中	258kg	12			
	隼福	458kg	13			
	船岡	500kg	14			
	才代		15			
	三浦		16			
山菜加工施設	明辺		16			
	佐崎		17			
たけのこ加工施設	見槻中	500kg	18			
木質燃料製造施設	上峰寺	年間生産量 30,000t	19			

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカにより被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況やニホンジカの生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害防止森林区域を八頭町全域と定めるものとする。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び植栽木の確実な育成を図るため、ニホンジカによる被害の防止効果を有すると考えられる方法として、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進す

ることとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整する。

#### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

#### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

## 2 その他必要な事項

### (1) 鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、林業事業者や地域猟友会等と連携を図り、野生鳥獣の行動把握や被害状況把握に努め、状況に応じた適切な植栽木の保護措置、捕獲わなの適切な設置を行うこととする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害についての的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病虫害等防除法に規定する諸計画等による。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害の未然防止を図ることとする。なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、有識者の意見を聞きつつ、伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

#### (2) その他

該当なし

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害については、近年増加傾向にある。被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。こうした被害の防止に向けては、鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、関係機関等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

## 3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当することとし、八頭町林野等の火入れに関する条例に則し行うものとする。

## 5 その他必要な事項

該当なし

# IV 森林の保健機能の増進に関する事項

## 1 保健機能森林の区域

該当なし

## 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

### 4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林の施業方法

ウ 森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除または予防その他森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
郡家 1	1～11、87～97	1,324.39
郡家 2	12～38	1,636.23
郡家 3	39～48、50～51、82～86	1,093.90
郡家 4	49、52～58、78～81	979.50
郡家 5	59～77	1,483.85
船岡 1	101～123	1,148.94
船岡 2	124～131、167～175	823.60
船岡 3	132～135、156～166	1,050.35
船岡 4	136～155	1,393.26
八東 1	201～208、210～214	796.01
八東 2	215～233、235～237	1,512.12
八東 3	234、238～256	1,153.78
八東 4	209、257～276	1,346.18



## 2 森林経営管理制度に関する事項

森林経営管理制度を推進するにあたり、森林を次の基準等により林業経営の適不適に区分し、それぞれに目標とする森林の将来像を定める。

林業経営に適さない人工林については、森林経営管理制度に基づき、野生動物のすみかとなるなど森林の持つ公益的機能の発揮が期待できる森林に誘導していく。

### 林業経営に適した森林と適さない森林の区分

林業経営に適した森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶人工林もしくは有用広葉樹が存在</li> <li>▶傾斜が緩い（おおむね 35 度まで）</li> <li>▶林道（作設予定も含む）等が近接</li> <li>▶木の成長が良い</li> </ul>
林業経営に適さない森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶急傾斜地（35 度以上）</li> <li>▶住宅の背後地など、作業道作設が困難な場所</li> <li>▶0 次谷、地すべり地など崩壊の危険性のある地形を含む</li> <li>▶溪畔林など保全上重要な森林</li> </ul>

※森林の区分は状況の変化に伴い随時更新します。

### 森林経営の役割分担と今後の方向性

		林業経営に適した人工林	林業経営に適さない人工林
取組主体	町	△（所有者不明等）	○
	森林組合等	○	
経営の方向性		スギ・ヒノキを中心とした人工林として経営	環境林として針広混交林や広葉樹林に誘導

○：主体となって取組む △：補助的に取込む

### 将来目指す森林の姿と施業方法

	林業経営に適した森林	林業経営に適さない森林
人工林（スギ・ヒノキ）	所有者自らもしくは森林組合等へ委託し間伐と主伐のバランスを取りながら経営し、木材生産を行う。場所により長施業も実施する。	町が環境林として管理。コストの低い針広混交林や広葉樹林に誘導するための間伐や小面積皆伐を行う。

※本表はあくまで目安を示すものであり、実際は森林の状態や所有者の意思

等に応じて柔軟な施業を実施する。

### 3 生活環境の整備に関する事項

進行する農山村の過疎現象は林業従事者の減少につながっているため、生活環境施設等を整備し、定住化の条件整備を図る。

### 4 森林整備を通じた地域振興に関する事項

・林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図り、八頭中央森林組合加工場への安定した原木供給体制を整備し、同加工場で生産される丸棒のPR、生産及び流通体制の整備の推進を図り、同加工場を活用した地域振興を目指す。

・木質燃料製造施設での木質バイオマス発電事業者向けチップ製造のため、町内資源を中心に原材料を調達することにより、木質燃料用原木となる間伐材・未利用材等の利用拡大、木質燃料用チップの安定供給を図る。

・キノコ類を中心とする特用林産物の生産を支援し普及拡大を図る。特にシイタケ原木が不足しているため、生産者の原木の確保を支援する仕組みを構築する。また、適切な竹林整備の推進により、竹林を資源として活用しするとともにタケノコ生産の増産を図り、地域の特産化に資する。

### 5 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

### 6 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。

とっとり共生の森育成支援を積極的に行い、企業等の社会貢献事業の推進を図るとともに、地元住民の森林への関心や理解を高める。

#### (2) 上下流連携による取組みに関する事項

水源地としての森林の重要性について理解を深めるため、下流域の住民団体に間伐や枝打ちなどの作業にボランティアとしての参加を働きかける。

森林の有する水源涵養等の公益的機能の維持・発揮のため、近隣市町村と連携して森林造成・保全を行う。

(3) その他  
該当なし

7 その他必要な事項  
該当なし

別表 1

区分	森林の区域		面積 ha
	林班	小班	
水源涵養機能 維持増進森林	19	A～G	58.51
	20	A～F	56.27
	21	A～G	62.04
	23	A～I	60.20
	24	A～G	110.90
	26	A～D	37.05
	30	A～G	93.33
	32	Aの一部,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M	103.48
	33	A～P	99.32
	34	A～K	51.48
	35	A～P	58.88
	42	Aの一部,Bの一部,C,Dの一部	42.54
	43	Aの一部,B～E	46.82
	44	A～E,Fの一部	70.62
	47	A～H,Iの一部	79.17
	48	A～G	72.71
	49	A,B,Cの一部	19.11
	50	Aの一部,Bの一部,C～I	84.86
	52	A～G	93.77
	53	A～F	81.08
	54	A,B,Cの一部,D,E,Fの一部,Gの一部	94.26
	55	Aの一部,B,C,Dの一部	76.32
	56	A,Bの一部,C,D,E,F	99.70
	57	A～H	97.97
	58	A～G	85.23
	59	A,Bの一部,Cの一部,D,Eの一部,Gの一部,Hの 一部,Iの一部	65.30
	60	A～K	71.24
	61	A,B,Cの一部,D,E,F,G,H	62.68
	62	Aの一部,B,C	47.48
	63	A～F	51.68
64	A～C	78.90	
65	A～E	22.38	

66	Cの一部,Fの一部,G	16.74
67	A,B,C,Dの一部,E,F,G	37.64
68	Aの一部,B,C,D,E,F,G,H,I,Jの一部,	81.43
69	A,B,C,Dの一部,E	49.93
70	A	16.95
71	Aの一部、Bの一部、C、D、E	47.01
73	A～E	97.35
74	A～H	132.70
75	A～E,Fの一部,Gの一部,Hの一部,I	109.86
76	A,B,Cの一部,D～F	73.26
77	A～D、Eの一部、Fの一部、G、Hの一部	105.99
78	A～H	74.00
79	A,Bの一部,Cの一部,Dの一部,E～I	71.96
80	A～I	75.15
81	Aの一部,B～G,Hの一部	60.42
83	A,Bの一部,Cの一部,D～H	75.01
84	A～E	44.40
85	A～H	59.11
93	A～C	51.24
94	A～G	76.35
95	A～D	65.46
96	A～D	56.32
108	Aの一部,B～H	51.45
117	A～F	45.84
129	A～I	63.62
133	A～K	71.62
134	A～L	87.46
135	A～J	98.87
139	A～H	56.34
140	A～D	43.35
141	E	11.29
142	A～E,Fの一部,G	74.50
145	A～G	52.43
146	A～J	140.69
147	A～G,Hの一部,Iの一部,J,K	78.20

148	A, Bの一部, Dの一部	14.11
149	Aの一部, B～G	56.69
152	A, B	72.35
153	A～J	63.23
154	Aの一部, Bの一部, Cの一部, D～P	71.81
156	A, Bの一部, C～E, Fの一部, Gの一部, H～M	77.04
157	A～C, Dの一部, Eの一部, Fの一部, G, H, Iの一部, J, Kの一部, L, M	89.62
158	A, Bの一部, C～E	49.38
159	A～M	72.55
160	A～H	50.54
161	Aの一部, B～E	43.02
162	A～C, Eの一部, F	22.00
163	A～I	49.02
164	A～F	41.49
170	A～D	38.94
202	A, B, Cの一部, Dの一部	35.12
205	Hの一部, Iの一部, Jの一部, K, L	19.71
206	Aの一部, Bの一部, Cの一部, E, Fの一部, Gの一部, H, I	46.95
207	Aの一部, Bの一部, C～E, Fの一部, Gの一部, Hの一部, I, J	47.87
211	A, Bの一部, Cの一部, D～I	72.88
215	A～E	53.60
216	A～H	48.76
217	A～H	48.09
218	A～J	80.26
219	A, Bの一部, C～L, Mの一部, N～Q	108.51
220	A～M, Nの一部, O, P	96.59
221	Aの一部, B, Cの一部, Dの一部, E, Fの一部, Gの一部, H～L	87.37
222	A～F, Gの一部,	62.70
223	A～H	78.69
224	A, C, F～H	24.46
225	A～G, Hの一部, I, Jの一部, K, Lの一部	65.37
226	A～C, Dの一部, E～G	36.23

	227	A, Bの一部, C, D	47.81
	228	A ~ J	77.87
	229	A ~ G, Hの一部, I	63.70
	243	A ~ C	33.03
	244	A ~ E, Fの一部,	39.75
	247	A ~ G	72.11
	250	A ~ I	64.65
	252	A ~ N	109.81
	253	Aの一部, B ~ F, Gの一部	71.99
	254	A ~ H	78.46
	255	A, B	47.25
	256	A ~ E	26.26
	257	A ~ C, Dの一部, E ~ G	60.71
	258	A ~ E	45.01
	259	A ~ I	63.06
	260	Aの一部, B ~ H	56.11
	261	A ~ I	72.73
	263	A ~ I	86.14
	264	A ~ I	79.69
	265	A ~ N	107.46
	273	Aの一部, Bの一部, C ~ D	44.00
	274	A ~ E	61.46
		合 計	7,823.23
山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林	1	Fの一部	5.43
	3	Aの一部, Bの一部	9.23
	4	Bの一部, Cの一部, Dの一部, Fの一部	6.56
	5	Kの一部	0.85
	6	Bの一部, Cの一部	0.78
	7	Hの一部	1.31
	9	Aの一部, Dの一部, Gの一部	17.18
	10	Aの一部, Bの一部, Eの一部, Gの一部, Hの一部, Iの一部	13.16
	11	Bの一部, Dの一部, Fの一部, Gの一部, H, Kの一 部, Lの一部, Mの一部	26.53
	12	Dの一部	0.29
	13	Cの一部	1.18

14	Aの一部,Cの一部,Eの一部	5.03
15	Bの一部,Cの一部,Dの一部	22.14
17	Aの一部,Bの一部	7.21
18	Cの一部	8.82
22	Bの一部,Cの一部	15.33
27	Aの一部、Fの一部、Gの一部、Hの一部	12.70
29	Eの一部、Fの一部	0.19
31	Cの一部	9.97
32	Aの一部、	12.49
36	Bの一部、	3.70
37	Aの一部、Fの一部	8.85
38	Eの一部、Fの一部	7.48
42	Aの一部、Bの一部Dの一部	17.67
43	Aの一部	39.16
44	Fの一部	2.79
45	Aの一部	3.25
46	Aの一部	2.10
47	Iの一部	4.01
49	Cの一部	3.58
50	Aの一部、Bの一部	2.72
51	Jの一部	4.30
54	Cの一部、Fの一部、Gの一部	4.94
55	Aの一部、Dの一部、	12.45
56	Bの一部	9.20
59	Bの一部、Cの一部、Eの一部、Gの一部、Hの一部、 Iの一部	80.85
61	Cの一部	1.02
62	Aの一部、	9.56
65	B,Cの一部,D,E	39.49
66	A,B,Cの一部,E,Fの一部	40.42
67	Dの一部	1.00
68	Aの一部、Jの一部、	1.27
69	Dの一部	0.50
71	Aの一部、Bの一部	6.61
72	Fの一部、Gの一部、Hの一部	26.13
75	Fの一部、Gの一部、Hの一部	13.58



76	Cの一部	15.38
77	Eの一部、Fの一部、Hの一部	2.96
79	Bの一部、Cの一部、Dの一部	14.94
81	Aの一部、Hの一部	5.42
82	Hの一部	1.80
83	Bの一部、Cの一部	3.09
87	Aの一部、	2.36
91	Dの一部	1.95
92	Aの一部、Cの一部	1.09
101	Fの一部、Gの一部	0.65
102	Aの一部、Bの一部、Dの一部、Eの一部	6.81
103	Bの一部、Gの一部	0.26
104	Bの一部、Cの一部、Eの一部	16.83
105	Aの一部、Bの一部	18.49
106	Dの一部、E、F、Iの一部、Jの一部	20.38
107	Aの一部、Bの一部、Cの一部、Kの一部、Lの一部	9.89
108	Aの一部	3.35
109	Gの一部、Hの一部、Iの一部、Jの一部	6.95
110	Gの一部、Hの一部	3.41
111	Aの一部、Eの一部、Fの一部	2.22
116	D	9.28
118	Aの一部、Cの一部、Dの一部、Eの一部	23.13
119	Aの一部、Cの一部、Fの一部、Gの一部、Hの一部、 Iの一部、Jの一部	9.20
121	Cの一部、Dの一部	4.41
122	Dの一部、Eの一部	0.31
123	Bの一部、C	21.36
124	Aの一部	1.12
125	Cの一部	3.90
127	Dの一部、Mの一部、N	12.97
132	Eの一部、Fの一部	6.77
136	Kの一部	11.38
140	E、F	14.53
141	A～D	54.34
142	Fの一部	0.65

147	Hの一部, Iの一部	1.66
148	Bの一部, C, Dの一部	47.24
149	Aの一部	11.42
150	Eの一部,	1.18
151	Gの一部	9.81
154	Aの一部, Bの一部, Cの一部	27.85
156	Bの一部, Fの一部, Gの一部	8.72
157	Dの一部, Eの一部, Fの一部, Iの一部, Kの一部	30.69
158	Bの一部	8.04
161	Aの一部	2.27
162	D, Eの一部	9.01
167	Bの一部	3.69
174	Gの一部	3.29
201	A～F	63.92
202	Cの一部, Dの一部, E	22.63
203	A, Cの一部	15.19
204	Bの一部, Hの一部, Iの一部, Jの一部, Kの一部	28.44
205	A～G, Hの一部, Iの一部, Jの一部	29.76
206	Aの一部, Bの一部, Cの一部, D, Fの一部, Gの一部	34.08
207	Aの一部, Bの一部, Fの一部, Gの一部, Hの一部	11.48
209	Aの一部, Bの一部, Eの一部	15.34
210	Aの一部, Bの一部, Gの一部, Jの一部	13.01
211	Bの一部, Cの一部	7.06
212	Aの一部, Cの一部	6.16
213	Cの一部, N	4.50
219	Bの一部, Mの一部	0.48
220	Nの一部	1.61
221	Aの一部, Cの一部, Dの一部, Fの一部, Gの一部	4.23
222	Gの一部	0.98
224	B, D, E	28.82
225	Hの一部, Jの一部, Lの一部	8.08
226	Dの一部	16.40
227	Bの一部	0.57
229	Hの一部	0.21
232	Aの一部, Bの一部, Gの一部, Hの一部	8.73

	233	Aの一部,Cの一部,Dの一部,Eの一部,Fの一部	3.56
	236	Fの一部, Iの一部	0.49
	237	Bの一部,Cの一部,Gの一部,Hの一部	5.26
	238	Bの一部,Cの一部	3.88
	244	Fの一部	9.67
	245	Bの一部	1.18
	248	Cの一部	3.61
	251	Eの一部,Fの一部	4.06
	253	Aの一部,Gの一部	0.29
	257	Dの一部	0.11
	260	Aの一部	0.36
	269	Bの一部,Cの一部	1.87
	271	Bの一部	5.75
	272	Bの一部	0.32
	273	Aの一部,Bの一部	3.76
	276	Aの一部,Eの一部,Fの一部	14.96
		合 計	1,380.27
木材生産機能 維持増進森林	27	A～J	51.11
	28	A～H	45.98
	29	A～H	32.42
	30	A～G	93.33
	31	A～I	81.00
	32	A～M	115.97
	33	A～P	99.32
	39	B～G	63.54
	41	A～G	64.92
	42	A～D	60.21
	43	A～E	85.98
	44	A～F	73.41
	45	A～D	49.84
	47	H	9.47
	48	D～G	47.44
	49	A、B	15.93
	50	F、H	23.18
51	C、H	20.56	
55	A～C	73.06	

56	C ~ F	63.70
58	A ~ G	85.23
59	A ~ I	146.15
60	A ~ K	71.24
61	A ~ I	63.70
62	A ~ C	57.04
63	A ~ F	51.68
64	A ~ C	78.90
65	A ~ E	61.87
66	A ~ G	57.16
67	A ~ G	38.64
68	A、H ~ J	38.43
69	A ~ D	44.37
70	A	16.95
71	A ~ E	53.62
72	A ~ H	102.74
73	A ~ E	97.35
74	A ~ H	132.70
75	A ~ I	123.44
76	A ~ F	88.64
77	A ~ C	37.85
78	A ~ H	74.00
79	A ~ I	86.90
80	A ~ I	75.15
81	A ~ H	65.84
82	A ~ H	68.02
83	A ~ H	78.10
84	A ~ E	44.40
85	A ~ H	59.11
86	A ~ D	47.28
87	E	13.06
92	A ~ G	64.60
93	A ~ C	51.24
94	A ~ G	76.35

95	A~D	65.46
96	A~D	56.32
97	A~D	42.66
106	A~L	77.55
107	A~L	89.89
108	A~H	54.80
109	A~L	68.99
114	A~E	25.00
115	A~C	30.25
116	A、B、D	26.90
117	C、D、E、F	32.37
118	A~E	56.46
119	A~J	65.77
120	A~H	58.25
127	A~P	85.63
128	A~G	59.54
129	A~I	63.62
130	A~F	29.25
131	A~D	24.26
132	A~H	65.77
133	A~K	71.62
134	A~L	87.46
135	A、B、E~J	75.11
136	A~M	83.59
137	A~L	75.13
138	B~H	52.40
139	A、D	8.44
140	A~F	57.88
141	A、B、D、E	47.12
142	A、C~G	62.14
143	A~G	66.45
144	A~F	36.33
145	A~G	52.43

146	A ~ J	140.69
147	A ~ K	79.86
148	A ~ D	61.35
149	A ~ G	68.11
150	A ~ H	57.04
151	A ~ J	65.16
153	A ~ J	63.23
154	A ~ P	99.66
155	A ~ J	61.75
156	A ~ M	85.76
157	A ~ M	120.31
158	A ~ E	57.42
159	A ~ M	72.55
160	A ~ H	50.54
161	A ~ E	45.29
162	A ~ F	31.01
163	A ~ I	49.02
164	A ~ F	41.49
165	A ~ N	91.87
166	A ~ L	81.37
167	A ~ E	32.31
168	A ~ J	59.19
169	A ~ M	68.98
170	A ~ D	38.94
216	F、H	13.87
217	A ~ H	48.09
218	A ~ J	80.26
219	A ~ Q	108.99
220	A ~ H	48.66
221	A ~ L	91.60
222	A ~ G	63.68
223	A ~ E、H	50.15
224	A、B、D ~ H	53.19

225	A~G、I~L	65.33
226	A、B、D、G	37.26
227	A~D	48.38
230	A~I	54.10
231	A、B、D	22.99
238	E~L	44.64
239	F	8.01
240	A、B、E、F	52.47
241	E	15.14
245	A~C、E~H	35.86
246	A、C	11.31
247	E~G	28.32
248	E~I	21.31
249	A~D	15.64
250	A~C、E、I	30.84
251	A~F	39.43
252	A~C、I~N	54.23
253	A~G	72.28
254	A~H	78.46
255	A,B	47.25
256	A~E	26.26
257	A~G	60.82
258	A~E	45.01
259	A~I	63.06
260	A~H	56.47
261	A~I	72.73
262	A~K	70.96
263	A~C、E~I	81.46
264	A、I	21.11
265	N	6.89
266	A~N	111.16
267	A~E	30.44
268	A~D、G	43.00

	269	A	8.47
	272	A～G	24.78
	合 計		8,964.22
特に効率的な施業が可能な森林の区域	別図4のとおり		—

別表2

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		(別表1の水源涵養機能維持増進森林の区域と同じ)	7,823.23
長伐期施業を推進すべき森林		(別表1の山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林の区域と同じ)	1,380.27
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	森林経営管理法における市町村森林経営管理事業計画地の保安林指定地等	未定
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	(該当なし)	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		(該当なし)	—